

水路に関する斜線制限等の緩和一覧

名称	根拠条文※1	緩和できる水路の部分※2
延焼のおそれのある部分 (延焼線)	法第2条第6号	幅員の1/2
採光	法第28条第1項 令第20条第2項第1号	
道路斜線	法第56条第1項第1号 令第134条第1項	全幅(「川崎市建築基準法取扱基準5-7」に解説あり)
隣地斜線	法第56条第1項第2号 令第135条の3第1項第1号	幅員の1/2
北側斜線	法第56条第1項第3号 令第135条の4第1項第1号	
高度地区(高度斜線)	法第58条 高度地区ただし書第1項第1号	
日影規制	法第56条の2第3項 令第135条の12第3項第1号	幅員の1/2、ただし幅員が10mを超える場合は反対側の境界線から敷地側へ水平距離5mの線を敷地境界線とみなす

※1:表中で「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「高度地区」は川崎市都市計画高度地区を指す(条項は令和3年1月1日時点)

※2:国、県又は市で管理している水路に限る(蓋掛け、地中埋設されたものを含み、明らかに建築敷地として使用されているもの、境界が確定していないものを除く)